平成２３年（フ）第２４７８号
福岡市早良区飯倉２丁目９番５―403号
債務者　新宮領朋子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０３号
山梨県笛吹市石和町小石和133番地５
債務者　網野　克哉
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
山梨県笛吹市御坂町二之宮2544番地７
債務者　齋藤美紀子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
長野市三輪５丁目17番１号　セジュール柳205号室
債務者　中根　　崇
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
長野県中野市大字新井453番地７　フジコーポ１－Ｂ、住民票上の住所長野県中野市大字豊津433番地の３
債務者　清野　伸也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
長野県塩尻市大字広丘野村2412番地
債務者　舛澤美代子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８１３号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ14―306号
債務者　岩佐　淑子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４０号
大阪府東大阪市荒本北３丁目３番14号　長生ビル５階Ｃ号
債務者　牟禮　和美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９０号
大阪市西成区南津守７丁目18番20―208号
債務者　栃澤　享子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５９号
大阪府枚方市津田駅前１丁目28番15号
債務者　田村　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―805号
債務者　大村　泰代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３６号
大阪府豊中市永楽荘２丁目１番23号、前住所大阪府豊中市岡上の町４丁目５番29号
債務者　萬代　整彦
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１０号
大阪市西淀川区福町１丁目12番34―901号
債務者　三岡　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５４号
大阪府吹田市山田南８番７―101号
債務者　澤田　和幸
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９８号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番15―404号
債務者　金村昌輝こと　金　　昌輝
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１８号
大阪市此花区高見１丁目４番56―508号
債務者　岡前　和世（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８９号
大阪市西淀川区中島１丁目20番26―108号
債務者　西山　　修
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番14号　グランドハイツ銀翠202号
債務者　小野彩也香
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部